

二条院讃岐の実人生(五)

——後半生を中心に——

伊佐迪子

〔抄録〕

明けて文治四年の如月。常日頃あまり健康には恵まれず、病に悩んできた兼実の息良通が、十九日の深夜に思いがけず薨去した。四十九日の中陰の間には北政所讃岐を含めて、大勢の人々が仏事を修して良通を偲んだ。また讃岐は兼実家の一人として服を着し、優しい人柄であった良通を想い冥福を祈ったのである。

良通の薨去は法皇へ兼実を引き寄せ、兼実は大炊御門亭への居住を賜った。更に兼実の予ての願い通り姫君入内の内諾も得て、

文治五年十二月、入内は明年正月十一日と決定された。兼実は大政大臣に上り、良經は二位大納言に昇進した。兼実家の繁栄は絶対的なものと誰もが信じたことであろう。

北政所讃岐は宣旨の責務もあり、姫君入内が無事に実現するようにと祈る毎日である。

キーワード 良通 薨去 法皇 宣旨 入内

はじめに

本稿では十五年目から十六年目までの二年間の検証を予定している。兼実家の北政所となった二条院讃岐は、兼実を始め良通や良經、姫君等一族から頼られる存在になっている。良通とは相性が良く、助け合って暮らしている様子も窺える。更には次世代の良通女、良經女達とも親しく接して、兼実家一族中に自分の居場所を確保し、人生を懸命

に生きている讃岐の姿が見えている。二条院讃岐のもう一つの生き方は御懺法法要を欠かさず聴聞し、いつも自己を省みているのである。これは故女院女房時代から続く強い信念の行である。(既に検討した二条院讃岐の実人生は拙稿をご参照いただきたい)

兼実の描く人生設計とは兼実自身は早期に引退し、良通と良經には高い地位とそれに相応しい官職を得させ、兼実家の繁栄を極めることである。現在良通は二位内大臣ながら、兼実は更に上を望んでいる。

良通が親の望みを受け止めるには、良通の健康状態に一抹の不安を覚えるのである。(本稿において二条院讚岐を讚岐とのみ表記する)

(15)文治四年(一一八八) 讚岐四十七歳 兼実四十歳

姫君十六歳 良通二十二歳 良經二十歳

一月一日 寅刻、有四方拝事、相引内府已下参内、

小朝拝、帰家之後、齒堅、又就節供、

女房節供、内府手水節供等、

一月七日 白馬節會也、余相伴内府退出之後、中将来

申慶於余并女房、

一月八日 御齋會始、戌刻余着直衣参院、咒師一手之間、

相具内府、参法成寺、女房相具、二位中将

先以参入、咒師六手了余女房等皆退出、

一月十三日 春日詣祈三社奉幣也、使三人、午刻有拜、

内府中将等参入、

一月十五日 三方節供(余師貞、女房國行、内府、陪膳秀長朝臣)

一月廿七日 余氏長者之後、始参詣春日御社、卯刻着衣冠、

内府二位中将等、同着衣冠、余於門外乗車、

内府已下依次乗車從後塵、及午斜、

於九条口、懸引替牛、人々從僕皆騎馬、

一月廿八日 卯刻神宴了、依内府遅来、再三遣使者猶以遅々、

一月廿九日 興福寺金堂南圓堂等棟上也、卯刻着束帯、於南柴

垣外、乗車、戌刻着宇治、待内府、二位中将等、

亥刻終到九条、

一月卅日 午刻相伴内府、帰冷泉亭、密々儀也、入夜参院、

一月一日、定例の四方拝。兼実、讚岐、良通の三方節供。讚岐の女

房節供あり。七日、良經二位の拝賀。兼実と北政所に申す。八日、咒

師見物。讚岐以下女房等法成寺へ参入。十五日、三方節供あり。讚岐

方は国行参任。廿七日、兼実南都下向。廿八日、氏長者後初の春日参

詣。廿九日、興福寺南圓堂、金堂等棟上げ。卅日、帰宅。春日参詣に

は女房讚岐を同伴。

二月一日 大原野祭也、及晚発遣、内府同発遣之、女房依

月障自川原立也、今日釈奠也、

余依所勞不快、及深更余疾弥重、終夜悩乱、

二月二日 所悩猶無減、去冬今春不治、相積之所致也、

内府参内、入夜帰来、

二月三日 尊勝陀羅尼也、余依所勞不参、午刻内府参院了、

二月五日 故院御月忌如例、余風病未快、然而依存謹慎、

枉以奉拜、又女房同奉幣、以政非女房家司、

仍以宮内卿季經朝臣、為内府同発遣奉幣、

役人同前、但国行動役送、

二月八日 二位大納言送書札云、委細不能具録、只義顯

在奥州、自今朝、内府病悩、頃之落居、

召智詮加護身、二位中将着陣、(正二位後也)

二月十日 先母遠忌也、自今日十ヶ日修懺法、扱女房相供

向九条、(内府病後、未_レ能_レ出仕、二位中将又明日可_レ參内、伋留_レ置兩人於冷泉第)今夜宿御堂、

二月十八日 參院、余_レ帰家、暫_レ而向九条、為_レ今夜聽聞廿五

三昧、并逢明遠忌也、入_レ夜内府、相伴女房來所勞、兩三日復例、伋所_レ來也、終夜聽聞、堂宿。

二月十九日 故殿御忌日也、早_レ且懺法結願、例舍利講論義如例、

内府并尊忠法印等同在簾中、聽聞、戌刻女房相共、歸冷泉亭、余内府同車、路間念誦法華經等、内府閑聞之、歸冷泉下_レ車、内府為_レ寄女房車、走向北車寄方、即女房下_レ車來_レ此方、

内府相具來、數刻在_レ前、談雜事、取_レ出意見、相共評_レ定要事等、亥刻、内府猶在_レ女房前、及_レ子刻、歸_レ我方云々、余就_レ寢了、小時、女房(帥)周章走來、告_レ大臣殿絶入之由、余劇速而行向見之、身冷氣絶、一塵無_レ馮、余誦尊勝陀羅尼、在_レ傍、及_レ卯刻、智詮來雖_レ加持、更有_レ何益哉、閉眼之後、經_レ二時_レ所_レ來也、余及女房此後神心迷亂、萬事不_レ覺、余女房等今夜向_レ九條亭、

内大臣正二位兼行左近衛大将藤原良通僕之家督也、余十九、(女房十六)年始自_レ出胎内_レ以來、

其性稟柔和、志至孝、

二月廿二日 此夜内府渡嵯峨邊小堂、只同平生之出行、網代車

(車副二人)共人各騎馬、侍等步行、申刻、先_レ是

有_レ入棺事、佛敝上人書野草衣梵字云々、入_レ夜余移_レ居南家、内府女房替_レ居堂廊、

二月廿八日 内府葬送也、堂與_レ葬場、其間可_レ謂_レ咫尺、有_レ便宜、仍用_レ火葬之儀、不_レ用_レ薪用_レ藁也、

是近代之技巧、第一之上計云々、

二月廿九日 昨日可_レ修佛事、人々遲歸之間、及_レ今日修_レ之、

每日初七日等佛事也、後聞、葬禮事了、慈德寺法印以下拾_レ其骨、納_レ二瓶、其一_レ渡_レ淨妙寺、右馬權頭兼親縣_レ之、經圓、行家、兩阿闍梨、經泰等相具也、後日、兼親語云、路間兩度有_レ異香、狩衣胸被_レ其香薰、疑彼骨香歟云々、

二月一日、大原野祭。奉幣。讚岐川原より幣を立てる。兼実所勞。

二日、兼実所勞。三日、兼実所勞。五日、故院御月忌。讚岐奉幣。役送国行。兼実所勞。八日、良通病惱。十日、十ヶ日の懺法。讚岐と兼実は共に參入。良通未だ參入出来ず。十八日、良通回復。廿五三昧に良通に伴われて讚岐が參入。堂宿。十九日、故殿御忌日。早且懺法結願。戌刻に兼実、良通、讚岐が冷泉亭に帰る。帰宅後、讚岐と良通と兼実の三人は長時間話込む。子刻、良通方から良通絶入るとの知らせあり。廿日、讚岐以下女房等九条亭へ向う。廿二日、良通、嵯峨小堂に渡り入棺。廿八日、良通葬送。藁火葬。廿九日、初七日の仏事。後で聞く。其骨は二瓶に納めて其一は淨妙寺に渡る。路間で薰香あり。

三月三日 二七日仏事、公家御燈云々、平等院一切經會也、

三月四日 此日、余及女房着内府服、共鼠色也、先於別棟屋

着冠(無文)直衣等、其後降庭上着麻帶、

(是例也)女房只着服衣、不着帶也、

三月七日 女房修誦經、家司基親朝臣加署、

三月十日 三七日佛事(不空羼索)導師伊覺、余始修佛事、

導師覺玄律師、

三月十六日 二位中将始修諷誦、(自署)頼輔入道妻、

於嵯峨始修佛事云々、

三月十七日 四七日佛事、(弥勒)導師昌圓、

三月十九日 女房三位殿於嵯峨始供養、阿弥陀經一卷、

自今日始一昼夜念仏、

三月廿三日 女房三位局修佛事、二尺五寸普賢木像、導師性憲、

有女房結緣經供養事、自今日女房各転讀之、

三月廿四日 当五七日、(地藏曼荼羅)依代々例、不修別仏事、

三月廿五日 内府女房供養阿弥陀經一卷、法性寺座主修諷誦、

故内府侍於墓所、書写供養一日經、導師智詮

三月廿六日 圓阿修仏事、三尺阿弥陀仏一體、導師伊覺、

内府女房修臨時佛事、導師昌圓、画像阿弥陀三尊、

三月廿七日 余女房修臨時佛事、導師覺玄、佛一尺六寸、地藏

菩薩像、塗白泥、奉几帳也、經七部、

有自筆神力品一卷、次有男方一品經供養事、

三月卅日 有二日經書写供養事、自前夜召書手僧卅口、

(法性寺座主被召進)自今晝先修懺法、其後

所書始也、余女房等同書之、破亡者手跡、

為料紙、導師伊覺、以極樂依老經卅七卷、

同供養之、然而余深奉信極樂、假以今案

所奉書写供養也、進百種捧物等、導師昌圓、

三月三日、二七日仏事。四日、兼実と嫡妻が服を着す。七日、嫡妻

が誦經を修す。十日、三七日仏事。兼実が仏事を修す。十六日、良經

が諷誦を修す。頼輔入道妻が嵯峨で仏事を修す。十七日、四七日の仏

事。十九日、女房三位殿、嵯峨で一昼夜念仏を供養す。廿三日、女房

三位局、仏事を修す。女房結緣經供養あり。女房各々転読す。廿四日、

五七日の仏事。別仏事は修せず。廿五日、良通後室經供養。法性寺座

主、諷誦を修す。良通侍等写經供養。廿六日、圓阿、仏事を修す。良

通後室臨時仏事を修す。廿七日、余女房讚岐、臨時仏事を修す。卅日、

一日經書写供養あり。讚岐以下写經。人々百種捧物をまいらせる。

四月一日 今日六七日也、不動明王、導師性憲、

四月二日 法性寺座主為内府、被供養佛經、一尺六寸阿弥

陀三尊、(木像)以內府反古裏、被書妙經一部、

次余有臨時佛事、導師澄憲法印、

四月四日 女房左衛門佐於墓所修佛事、導師澄憲云々、

長房於此堂修佛事、今晝、女房見最吉夢、

祈請春日大明神事、事已上有納受之由也、

四月五日 女房三位局、於嵯峨墓所修小佛事、導師公雅、

兼親同於墓所、修佛事、導師昌圓、

又、女房輔局同修之、(以六道僧為導師云々)

四月六日 經泰密々修佛事、導師公雅、季長朝臣同修之、

導師行家、

四月七日

法事也、七經十二僧、導師山階寺權別當法印覺兼也、

金泥經一部、大文字經六十部、等身阿弥陀三尊、

(乘雲也)可為嵯峨堂本尊也、今日事、女房營之、

須為余沙汰也、次入夜、二位中将修佛事、

導師昌圓、

四月八日

正日也、正日之儀、曼陀羅供也、導師法務大僧正公頭、

兩界曼陀羅、金泥經一部、素紙經十部、

是内府後室沙汰也、父大納言營之、

先是、有一卷經供養事、

佛、(普賢繪像一舖、件佛、女房先年自圖之、

今為亡息、所遂供養也)

經、(其料紙、内府詩清書數多相積、以件料紙裏書之、

染香之風流停止之)

第一卷 余自筆、

第二卷 僧正營之、

第三卷 二位大納言營之、

第四卷 二位中将自筆、

第五卷 慈德寺法印營之、

第六卷 法性寺座主自筆、

第六卷 後室私營之、

第七卷 母儀自筆、

具經等、祖母、姨母、或三位殿、花山院、大納言等營之、

中陰卅九日、每事無為馳過了、日月如流水、

日來佛事營之、今夜以後、更非可堪忍、

愁生及今日、實是不異禽獸者也、

四月九日

自今日從消永日、悲淚無乾、今晚、余見最吉夢、

四月廿二日

吉田祭也、密々二位中将始讀論語於賴業真人、

為内府之師匠、恋其遺位、所庶幾此事也、

四月一日、六七日之仏事。二日、法性寺座主、仏經を供養す。兼実

臨時の仏事を修す。讃岐は最吉夢を見る。五日、女房三位殿、嵯峨墓所にて

小仏事を修す。兼親と女房輔局、同所にて仏事を修す。六日、經泰と

季長朝臣、仏事を修す。七日、法事。兼実の沙汰として嫡妻が営む。

良經仏事を修す。八日、正日儀。良通後室の沙汰。父大納言が營む。

一卷經供養あり。中陰卅九日明け。中陰の間、兼実は堂宿もあり、兼

実と讃岐は南家に移居。九日、兼実最吉夢あり。廿二日、良經、論語

を学び始める。

五月五日

此日、余女房不供節供、着服之身有憚之故也、

五月十四日

出河原除服、女房同之、先余出河原解除、

(五七日)切麻帶、流河如例、又余服直衣指貫、

事訖帰家、其後、女房又出河原、女房鈍色一重、

其外鼠色服単衣一領、相加給_レ之也、

先_レ是、姫君、二位中将等、於_二家中宜所除服、

五月廿日 故内府月忌也、余依_二神事不_レ向_二堂、女房行向、

五月廿二日 已刻、於_二直廬定_二最勝講僧名、小時退出、帰_二九條亭、

『千載和歌集』成立 二条院讚岐、四首入集、

五月廿三日 向_レ堂聴聞、余説_二妙經、書_二卒都波、及_二申刻_一帰宅、

五月廿四日 最勝講初日也、白昼出仕、憚思之上、聊有_二所勞_一

不_二参内、戌刻、参_二八条院、謁_二女房_一退出、

五月廿六日 二位中将参_二最勝講、除_二輕服_一之後、始所_二出仕_一也、

五月廿九日 三位局修_二小善、以_二亡者之遺髮、縫_二阿弥陀之種子_一、

五月五日、着服中。女房讚岐は節供を行わず。十四日、除服。兼実、

讚岐、嫡妻、姫君、良經除服。廿日、故良通月忌。讚岐は九条堂の法

要へ参入。廿三日、兼実、妙經を読み卒塔婆を書く。廿四日、兼実所

勞。廿六日、良經最勝講出仕。廿九日、三位局小善を修す。

六月五日 弥勒講於_レ堂行之、隆房卿来、余依_二風疾不_レ調、

六月十三日 二位中将為_二供奉、酉刻参内、深更帰来云、右大将

依_二不_レ参、中将仰_二御綱云々、余依_二所勞不_レ参也、

六月十四日 此夕自_二大内還_二幸閑院、二位中将依_二所勞不_レ参入、

六月十五日 祇園臨時祭也、立_二神馬十列、依_二風病不快、

六月十八日 奉_レ始_二南圓堂不_レ空羅索觀音、并四天王、六祖師等像、

於_二最勝金剛院、近日風病相侵、余心神不_レ快、

然而今日、為_二最上吉日、

六月廿日 依_二月忌向_レ堂、及_二夜漏_一帰来、

六月卅日 一代一度大仁王會也、今日向_レ堂、女房修_二小佛事、

内府所持之笏、手自彫刻卒都波、書_二五輪種子、

慈圓法印書_レ之、同手圖写大日如来尊像、

又以_二拍子二枚、(歌曲習練之間、常所用也)

同書率都波、手自書陀羅尼真言等、尊忠法印、

并二位中将等來、同聴聞、説法優美也、佛事了、

入_レ夜帰宅、(南家)余、女房、姫君等居_二同所、

(寢殿南面也) 六月祓如_レ例、陪膳光輔、就_二簾前_一

進_二贖物、女房取_レ之居_レ前、祓了撫_二大麻_一、

六月五日、兼実所勞。十三日、兼実所勞。十四日、兼実良經ともに

所勞。十五日、兼実所勞。十八日、兼実所勞。最上吉日。最勝金剛院

にて仏像始の法要を営む。廿日、故良通月忌。兼実、讚岐の参入あり。

卅日、女房讚岐小仏事を修す。六月祓。例により三方同所。陪膳讚岐。

七月一日 定長朝臣為_二御使_一来云、又京御所不_レ候、尤不便、

賜_二大炊御門殿、可_二居住云々、

両条申_二恐畏思給之由、就_レ中、大炊殿事、

無_レ便之由申了、御作事、可_レ有_二猶豫_一之由事、

為_二稠人之間、不_二申奉_一、

七月七日 乞巧奠如_レ例、有_二両方節供、陪膳資泰、兼_二両家

家司_一故也、余不_レ就_レ之、

七月八日 内府室家密向_二嵯峨、於_二嵯峨墓所_一修_二小善云々、

七月十四日 向_レ堂、晚頭帰来、拜盆如_レ例、着_二冠直衣、(心裏服也)
七月一日、院御使が来宅。「近日、御所へも伺候出来ずとは、不憫
である。大炊御門殿に住まうがよい」との仰せあり。七日、兼実方、
讃岐方の節供あり。八日、良通後室、嵯峨の墓所にて小善を修す。十
四日、兼実家のお盆行事は例年通り。

勅撰集『千載和歌集』成立。 成立は文治四年七月から八月の間。

二条院讃岐、四首入集。女疏歌人の地位を確立。

八月三日 於_レ堂始_二如法讀誦之行、慈徳寺法印已下、僧正五口、

又女房等同候之、聊有_二所勞、臨_レ期不_レ入、

依_レ為_二強行_一也、

八月四日 北野祭并積奠也、余早旦、相_二伴女房姫君等、

渡_二大炊御門亭、而余依_二内府事、住_二九條小屋、

不_レ能_レ帰_二渡冷泉、法皇痛_二此事、所_二借_二彼御所_一也、

誠是過分之思也、去月中旬之比、以_二定長朝臣、

被_レ仰_二此由、須_二即移住_一也、連々為_二悪日_一、

今日之外更無_二宜日、用_二褻儀_一也、寅刻出_二九條、

五条高倉邊天始曙、上下消_二松明_一、

今日、可_レ立_二北野神馬十列、依_二為_二院御所、

於_二門外_一下_レ車、女房車寄_二寢殿南面、見_二屋家體_一、

太狭少、申刻、立_二神馬、先_二以小浴、

八月十四日 女房自_二今日、始_二如法経前方便、早旦向_二九條、

余竊相具、入_レ夜帰来、

八月廿日 自_二今日、余始_二如法経前方便、

八月卅日 如法五種行、三七日已滿、備_二十種供養_一之日也、

導師澄憲法印也、余并女房已下祇候之男女、

非_二疎遠_一之輩、十許輩、各調_二十種供養持物_一、

(每物二種、講師供養也) 於_二十種、給_二導師、

女房等猶留_二九條、今四ヶ日可_レ延修_二云々、

堂場猶如法清浄也、

八月三日、如法讀誦行始。讃岐以下女房等参入。兼実所勞。参入せ

ず。四日、兼実は讃岐と姫君を伴い大炊御門亭に渡居。吉日がなく今

日に到る。家屋の體は狭小。十四日、讃岐、如法経前方便を始める。

早旦兼実に伴われ九条に向う。夜に帰来。廿日、兼実、如法経前方便

を始める。卅日、如法五種行、三七日満願。兼実と讃岐以下、十輩許

十種供養物を調え導師に給う。讃岐以下女房等四カ日延修し堂に宿す。

九月一日 遣_二職事一人_一修_二之由祓、入_レ夜、自_二内裏、

退_二出大炊御門亭、

九月五日 弥勒講、於_二九条堂_一行_レ之、自_二今日_一神齋殊密、

是例事也、

九月十四日 未刻、余向_二九條堂、其後向_二南家、

明曉下_二向天王寺_一之間事、沙汰調了、

九月十五日 為_二如法経十種供養結縁、下_二向天王寺、寅刻、

出_二九条、僕從僅兩三人也、余着_二烏帽直衣、

乘_二中将網代車、前驅、殿上人、諸大夫、并十人許、隨身兩三人、不_レ引_二移馬、於_二高島邊、天始曙、於_二天河邊、法印被_レ来_二此船、此夜、於_二西門、余竊唱_二念仏、今日依_レ当_二十五日也、日次不_レ宜之故、不_レ參_レ堂也、

あろうか。九月頃から記述が欠け始め年末まで見えないのは、体調不良の悪化が考えられる。二月十九日良通薨去以来、多忙な兼実である。

(16) 文治五年(一一八九) 讃岐四十八歳 兼実四十一歳 姫君 十七歳 良經二十一歳

九月一日、河原へ職事を遣り由祓を修す。兼実、内裏から大炊御門亭へ退出。五日、九条堂で弥勒講を営む。十四日、明暁天王寺下向。

一月一日 未明拜_二天地四方_一如_レ例、午刻手水、

兼実は南家にて準備する。十五日、兼実は良經を伴い、如法經十種供養結縁の為天王寺へ下向。慈圓法印が合流。総勢二十四名許。

先_レ是二位中将參院、前驅六人、共殿上人三人、及_レ晚齒堅、入_レ夜、兩方節供如_レ常、

十月一日 入_レ夜參内、即歸_二住大炊殿、女房同行向也、

一月三日 已刻手水、齒堅如_レ例、二位中将參_二内、院、八条院、

十月五日 已刻、頼業来、仰_二除目事、頼業授_二論語於_二二位中将、

一月四日 入_レ夜參内、次參院參_二御前、參_二八条院_一之後、退出、

十月八日 十月末日まで記述なし。

叙位議之間、余在_二簾中、

十月一日、兼実が大炊御門亭に帰宅。南家に居住の讃岐が行向う。

一月八日 法成寺修正始也、法成寺修正停_二止咒師散樂、

冷泉亭は使用していない。五日、良經は論語を修習する。

依_二内府一暮内_一也、

十月八日 十月末日まで記述なし。

一月九日 女叙位也、先參_二御前、秉燭向_二直廬、改_二着束帯_一、

十一月一日 十一月末日まで記述なし。

出居、余參内之後、更尋_二拓申文、少々書直了、

十二月九日 臨時伊勢奉幣也、未刻、着_二直衣_一參内、

一月十一日 為_二方違_一向_二鳥羽、

十二月廿二日 御仏名也、十九日院御渡、廿一日御幸、

一月十二日 入_レ夜始修_二佛眼護摩、姫君祈也、法印來修也、

今日所_レ被_レ行也、

一月十八日 除目入眼也、事了改_二着直衣、向_二九条、丑終也、

十二月。兼実所勞の記述は見えず。兼実の体調はどのような状態で

一月廿日 内府月忌也、余猶在_二堂也、此日下名也、

一月廿八日 日蝕御祈被_レ始、女房參_二詣吉田、加茂、祇園等、

一月一日、天地四方拝。兼実方、讃岐方節供常の如し。三日、手水
齒堅。良經内、院、八条院等へ参る。四日、兼実参内。院の御前へ参
る。五日、叙位議。兼実参内。八日、法成寺修正始。内府一基内によ
り咒師散樂は停止。九日、女叙位。兼実参内。十一日、兼実鳥羽へ方
違。十二日、姫君祈り。慈圓法印来修。十八日、除目入眼。兼実九条
へ向う。廿日、故良通月忌。兼実は九条堂にあり。月忌には恒に讃岐
も参入。廿八日、讃岐吉田、加茂、祇園等へ参詣。

二月一日 日蝕也、虧初已刻、加時午刻、復末未刻也、

殊有_二余慎_一云々、

二月七日 大原野祭、列_三門外_一、神馬籠候、行事取_レ幣、

奉幣如_レ例、

二月十一日 早且向_二大炊御門_一、發_二遣春日幣_一、其後参内、

入_レ夜帰_レ家、

二月十四日 故内府周閣法事也、於_二最勝金剛院_一行_レ之、(闇喪に

服する小屋 余夜前渡居、女房今朝来臨、(内府女房

同車) 出車_三兩_一、法事了、自_二今夜_一、女房相共

宿_レ堂、已刻奉_レ居_二御佛_一、女房有_レ加_二布施_一、

二月十六日 密々参_二嵯峨积迦堂_一、供_二養妙経一部_一、見_二寶物_一、

即向_二嵯峨堂_一、先_レ是、女房行向、為_二内府_一

修_二一善_一、其事了_レ帰_二九條_一、

二月廿日 故内府正日也、為_二内府女房沙汰_一、両界曼荼羅供、

申刻事始、戌刻事了、

二月廿二日 内府女房始宿_二嵯峨_一、出車_二兩_一、常祇候男共乘_レ車
在_レ共、密儀也、

二月廿四日 小堂修二月也、二位中将行向_レ之、女房密々行向、
余依_二神事_一不_レ向、

二月廿五日 為_二方違_一、向_二摂州別業_一也、已刻出_レ京、酉刻到着、

二月廿六日 卯刻帰洛、午刻到_二九條亭_一、

二月卅日 故内府女房於_二嵯峨堂_一出家入道、山法印慈圓

為_二戒師_一、自_二此夜_一、始_二小逆修_一、女房密々行向、
此間事、偏余沙汰也、

二月一日、日蝕。七日、大原野祭。奉幣例の如し。讃岐が幣を立て
る。十一日、大炊亭から春日幣を發遣。十四日、故良通の周閣法事。

最勝金剛院にて修す。兼実は前夜に渡居。讃岐は今朝、良通後室と同
車で到着。今夜より兼実と堂に同宿。讃岐も布施を加える。十六日、

嵯峨积迦堂にて兼実は妙経一部を供養。嵯峨堂にて嫡妻が一善を修す。

廿日、故良通正日。良通後室、両界曼荼羅供を修す。廿二日、良通後

室始めて嵯峨堂に宿す。廿四日、小堂修二月。良経が修す。讃岐が参

入。廿五日、兼実方違。摂州別業へ下向。廿六日、兼実卯刻帰洛。卅

日、良通後室、嵯峨堂にて出家入道。戒師慈圓法印。兼実の沙汰。今

夜、小逆修を修す。讃岐が参入。

三月三日 帰_二大炊亭_一、自_二今日_一、於_二此亭_一、修_二不動護摩_一、

法印被_二渡住_一也、

三月七日 嵯峨逆修結願也、以_二内府仮名手跡神力品_一訓_レ經_二置_一

供養之、此外禅尼自筆書葉王品云々、

三月十四日 今日戌刻大地震、

三月十六日 石清水臨時祭也、午刻、着束帯、相伴二位中将

参内、聊所勞更發之間、余自北陣方退出、

所念罷出也、宗頼、今日相具小童、参詣

春日御社、伛仰親雅令占之、

三月十八日 巳刻地震、頗有此変、尤可畏怖歟、

三月廿三日 公卿勅使定也、宸筆宣命趣事、御元服事、

三月廿五日 公卿勅使進發也、

三月廿七日 為方違向水田庄南邊、

三月三日、大炊亭にて不動護摩を修す。慈圓法印渡住。七日、嵯峨

逆修結願。故良通の仮名手跡神力品、禅尼自筆書葉王品等を以て供養。

十四日、戌刻大地震。十六日、兼実所勞。良經を伴い参内。所勞更発

により念退出。兼実息小童が春日社へ参詣。十八日、巳刻地震。廿三

日、公卿勅使定。御元服も議題に。廿五日、公卿勅使進發。廿七日、

兼実方違。水田庄南邊に向う。

四月三日 入夜婦大炊亭、(昨日宿九條也) 今日戌刻、自天

王寺定能朝臣、傳院宣、余女子入内事聞食了、

雖他人令申、如令申上、不可及異議、

況無他人申事、早可致沙汰、又有宸筆勅報、

其趣惟同、歡喜之思、千廻萬廻也、

今夜、公卿勅使入洛、日次依不宣不参内、

来九日可参内云々、

四月九日 依山科祭神事也、大外記頼業、持来御元服雜例

一卷、留之、

四月三日、戌刻、天王寺より院宣を賜る。姫君の入内を聞食された

との事。兼実は歡喜之思、千廻萬廻。九日、兼実に御元服雜例一卷が

届く。四月九日以後記述なし。慌しくなった兼実の周辺。讚岐は宣旨

の役目と姫君の守護にも気を配り、入内まで気を抜けない。

閏四月八日 有臨時除目、晩頭五位藏人家實自天王寺帰参、

余召簾前、問仔細、家實仰條々事、

閏四月は八日の記述のみ。法皇は天王寺に御参籠中。

五月三日 辰刻出門、巳刻於草津乗船、酉刻着津津、

乗燭参寺門、先着宿所、以兵部大輔能季

申参入之由、今夜不参入、

五月四日 法皇於四天王寺、供養千部法華千口持經者等、

自去二月廿二日、御参籠当寺、手自転読

千部經、令修每日三時護摩給、其外御行業不

可勝計、今日相当結願、殊所被修此大善也、

丑刻解纜、

五月五日 亥刻着大渡、於船中着冠直衣、乘輿

到鳥羽邊、即入洛、

五月十四日 嵯峨如法経、今日始写経云々、此日、中納言中将

拜賀也、前驅廿一人、此中四位二人、六位二人、

五位十七人、殿上人三人、自院給御牛、

五月十八日 嵯峨如法經十種供養也、余女房相具密々行向、

隆憲啓白也、入夜帰来、

五月廿一日 最勝講初日也、未刻参内、自今日宿候直廬、

余着殿上行事、

五月廿五日 最勝講結願也、余着束帯行朝夕座事、

五月廿六日 季御讀經初日也、上西門院六借御座云々、

五月廿九日 季御讀經結願也、着直衣参院、九郎為泰衡

被誅滅了云々、天下之悦何事如之哉、

五月三日、兼実、辰刻に天王寺へ下向。四日、法皇の千部法華千口

持經者供養の結願。大善法要に兼実参入。五日、兼実帰洛。十四日、

良經、中納言拜賀。まず兼実と北政所に申す。嵯峨如法經書写始め。

十八日、嵯峨如法經十種供養。兼実は讚岐を伴い向う。廿一日、最勝

講初日。兼実直廬に宿候。廿五日、最勝講結願。廿六日、季御讀經初

日。上西門院御不豫。廿九日、季御讀經結願。泰衡により義經誅滅。

六月二日 為御方違、行幸鳥羽南殿、即被用御本所也、

六月三日 暁天還御、其後退出、

六月九日 中納言中将着直衣始出仕、前驅四人(衣冠)

網代車(車副二人)共殿上人三人、帶劍持笏、

隨身布衣帶劍、参内殿富門院、八条院、不出衣、

六月十三日 為避御靈會、行幸大炊亭、余所居住也、

仍女房等去夜向九條、

六月十四日 還御、依御物忌延引、来十六日可有云々、

六月十六日 還御閑院亭、如例、亥終許還幸之後、余帰家、

此夜女房等帰住、但三ヶ日不撤行幸御装束也、

此日入内事沙汰始、依吉日也、大藏卿宗頼朝臣、

伊豫守季長朝臣等候、又召圖書頭賀茂在宣、

問次第日次等、是内々事也、

入内正月十一日丙寅、陰陽不持日最上吉日也、

行幸還御之後有此事也、

六月十七日、六月末日まで記述なし。

六月二日、兼実行幸供奉。三日、暁天に還御。兼実退出。九日、良

經初出仕。十三日、大炊亭へ行幸。讚岐以下女房等九条へ。十四日、

十六日に還御延引。十六日、閑院亭へ還御。還御の後、兼実と女房等

帰住。入内事沙汰始め。入内正月十一日丙寅、陰陽不持日最上吉日。

七月一日、七月末日まで記述なし。

兼実所勞の八月一日の記述と、法然上人との往生業から、兼実の七

月は体調悪化と云える。この間に良經が大納言に昇進している。

八月一日 長房補年預之後申吉書、余依所勞不出客亭、

以人傳覽之、及晚、基親朝臣來申拜賀、

(申余及女房)即申吉書(以人傳之)

今日、請法然房之聖人、談法文語及往生業、

八月二日 女房相共密々向九條、依大納言(良經)灸治也、

其後招故女院古者女房二人、(宰相殿、土佐内侍)

問入内之舊事定、御服以下衣色、入夜帰大炊亭、

八月七日 夜向九條堂、自明旦可始恒例念佛之故也、

八月八日 辰刻、法然聖人來受戒、其後始念佛、

八月十四日 子刻念仏了、向大納言許、灸治之後無殊事云々、

其後、帰大炊亭、

八月廿日 入夜大風、申刻、向九條堂、内府月忌也、

其事了向南家宿之、

八月廿一日 依去夜大風、京中人屋多以損亡、東北院半作堂

顛倒、法成寺破損殊太云々、

八月廿二日 此日下向南都、為奉禮南圓堂佛、兼又為檢

知造寺也、丑刻出京、宇治渡、於一坂邊

日始出、巳刻着木津、未刻着佐保殿、此間

堂中鹿一出現、(自東走西方)余迷惑合掌禮、

緇素拭随喜之涙者也、

八月廿三日 卯刻着冠直衣向佛所、相毫猶有不審重見出

其難、仰仏師康慶、大略承伏歎、申刻帰京、

日没後秉燭以前、到着九條、此夜宿、

八月廿五日 奉書金泥如法心經一卷、可奉籠仏身之經内也、

八月卅日 自此日女房始湯治、五木湯也、

八月一日、兼実所勞。基親朝臣拜賀。兼実と讚岐に申す。法然房上人を請い法文語及往生業について語り合う。二日、良經灸治。讚岐と

兼実は九条へ向う。故女院古者女房二人を招き入内の情報聴取。夜は大炊亭に帰住。七日、兼実恒例の念仏始め。夜九条堂へ向う。八日、

辰刻、法然上人來堂。兼実受戒。その後念仏始め。十四日、子刻念佛終り。良經を訪う。廿日、故良通月忌。台風。兼実と讚岐は南家に宿す。廿一日、法成寺は台風被害大。廿二日、兼実南都に下向。南圓堂

佛に禮を奉り造寺を検知する。廿三日、兼実、佛所にて手直しを命

じる。秉燭以前に九条着。廿五日、兼実、佛身に籠奉る金泥如法心經一卷を書く。卅日、讚岐湯治を始める。

九月十八日 大納言拜賀也、晩頭人々來、

九月廿日 白地向九條、依内府月忌也、

九月廿二日 帰大炊亭、忠親卿來示合南圓堂佛奉渡之間事、

九月廿七日 丑終、出京下向南都、依明日

可奉渡南圓堂御佛、午刻着佐保殿、

申刻參南圓堂奉禮御佛、

密々手自取筆開眼、入夜帰佐保殿、

九月廿八日 參春日御社、并奉渡新造御佛於南圓堂、寅刻、

着束帯(螺鈿劍)、大納言(蒔絵劍)先參御社、

改装束、晩頭參東大寺、即帰京、子刻着宇治、

九月十八日、大納言良經の拜賀。兼実と北政所に申す。廿日、故良通月忌。兼実九条堂へ向う。例により讚岐も參入。廿二日、兼実大炊亭にて、忠親卿と南圓堂御佛渡しの打合せ。廿七日、兼実南都に下向。申刻、御佛の開眼に筆を取る。廿八日、兼実と良經、春日社に參詣。

晩頭東大寺に参る。新造御佛を南圓堂に渡し即帰京。宇治に着く。

余供奉儀、上臈隨身、乗車候御輿後、
(大納言乗換馬痛足、密々余同車也)

十月四日 安陪晴光申云、女子有徵召之慶云々、是嫁娶之儀也、

十月卅日 此日、還幸也、未明着束帯相待、余於鳥居外、

可謂吉兆、御入内表示也云々、他人不申此旨、
尤有興、降庭拜而退出了、

乘車、供奉如昨、未一点也、即還御、余依所勞、
自路直向九條亭、

十月七日 御元服定也、午刻、着直衣参内、(大納言同車)

十月四日、安陪晴光、御入内表示なりと申す。七日、御元服定。九

依御物忌、不参御前、

日、兼実所勞。十二日、大炊亭修造のため兼実と讚岐以下女房等九条

十月九日 自去夜病惱、終日前後不覚、依所勞無術、
以人傳給宣旨聴衆文、

亭に渡る。十四日、春日御社にて入内祈り始め。十六日、法皇天王寺

以人傳給宣旨聴衆文、

より還御。十七日、兼実所勞。廿三日、故良通追善供養。まづ懺法あ

十月十二日 為修造此亭、渡九條亭、於普成佛院樓門邊、
聞報鐘之後、向九條、大納言参内、

經を伴い参内。院のお召して御前に数刻伺候。兼実と良經当色を給う。

十月十四日 自今日、僧正仰寺僧勸慶、於春日御社、
始入内祈、

廿九日、兼実と良經、当今初度春日行幸供奉。卅日、還幸。兼実所勞。

始入内祈、

早退し帰路九条に向う。

十月十六日 法皇自天王寺還御、

十一月三日 有入内豫議、及晚兼光卿参入、先以宗頼朝臣、

十月十七日 有御方違行幸、(白川押小路殿)余依所勞不参入、

仰女子名字可撰申之由、相次余出上達部座、

十月廿三日 為故内府、奉書供養一日經、余已下男女、
大納言女房等皆書之、先有懺法、申刻供養、

大納言同之、次召宗頼朝臣、内々問日次等、

聊依有夢告、破石所書也、

此間、大納言、兼光等、議屏風詩題之間事、

十月廿八日 夜参内、大納言相伴、依明曉行幸也、先参院、

以宗頼朝臣、明年正月十一日、可有入内

依召参御前、数刻預勅語、及亥刻参内、

之由奏内、依永久例也、又諸国所課、

自院給御牛御馬等、御馬、為余車後相具也、

先美作国催祿、(遣宗頼御教書也)今日、自九条

余及大納言方、当色給之了、

参内、其後帰宅、女房自九条、直帰大炊亭、

十月廿九日 当今初度春日行幸也、未明着束帯参御所、

十一月十五日 此日、女子叙三位、又定入内雜事、早旦姫君

参詣大原野社、為祈入内事也、酉刻許、

公卿等來集、藤中納言兼光卿、持参名字勘文、

付宗頼朝臣進入、書檀紙一枚(無裏紙有

懸紙)載五ケ字、(典子、立字、任子、位子、

諦子、等也)即余着束帶、出寶篋、一同

申可被用任字之由、群議一決了、

仰女子名字、任字、眼前所仰也、仰三位方

家司職事等、次家司右衛門權佐長房、申事由、再拜

(先申三位御方、次余、次北政所、毎度再拜也)退出、

十一月十八日 有御方連行幸、余依病不参、大納言参入云々、

十一月十九日 被下親王宣旨、高倉院若宮一人

(二宮守貞、三宮惟明)余依疾不参也、

十一月廿日 大原野祭也、余立神馬十列如例、

仍先女房幣立之、於南庭、修祓如例、

十一月廿一日 五節参入也、余依風病更發、俄不参内、

十一月廿三日 相扶所旁参内、大納言相具、忠季、能季、定家

等扈從、酉刻、殿上淵醉始、日没之後廻五節所、

余不出殿上、直候簾中也、

十一月廿六日 癸遣三社奉幣、是入内祈也、辰刻小浴、巳刻

着束帶、降居庭中座、三社使取幣帛列立、

此夜光長卿室、初参姫御前御方、其弟同之、

十一月廿七日 余亥刻参内裏、今朝、立日吉社神馬十列、

陪膳以政、陰陽師晴光、

十一月廿八日 入内祈、立三墓使、雖無先規有所思所

告申也、入内之本意、只在皇子降誕者歟、

所憑只御社御寺之靈応也、

十一月三日、入内豫議。女子名字撰申。日次明年正月十一日、屏風

詩題之間事、諸國の所課等の議あり。兼実大炊亭へ帰宅。讚岐九条か

ら帰宅。十五日、姫君三位に叙す。入内雜事の定。早旦、入内祈り。

姫君大原野社に参詣。讚岐の付添い。名字任字。群議一決。兼実家家

司長房拜賀。三位御方、兼実、北政所に申す。十八日、兼実所勞。十

九日、兼実所勞。廿日、大原野祭。兼実神馬十列を立てる。讚岐が幣

を立てる。兼実所勞。祓例の如く三方同時同所祓。廿一日、兼実所勞。

廿三日、兼実所勞ながら参内。廿六日、三社に奉幣。入内祈り。姫君

の女房に参仕の光長卿室とその弟が参る。廿七日、兼実、亥刻参内。

日吉社神馬十列を立てる。廿八日、兼実、入内祈り。三墓使。兼実の

入内本意、只皇子降誕に在り。

十二月一日 早旦小浴修祓、奉拜太神宮、有告御元服

伊勢幣定、親雅朝臣入夜為内覧持来、戌刻、

大納言着陣、亥刻、余着衣冠、参法成寺、

第二門論義之間、余依風氣退出了、

十二月四日 御元服之由被告申伊勢幣也、余勞風病不参、

十二月五日 故女院御忌日也、余依神事不向道場、

女房密々行向、

十二月六日

太政大臣兼宣旨也、奉行職事仲資、奉仕御装束、

十二月九日 住吉北野等奉幣帛、為祈屏風詩歌事也、

十二月十一日 姫君参詣日吉社、(余網代車、牛童遣之)藏人

五位前駟六人、(布衣)雑色長忠武在車後、
又左少将定家連車、(布衣)

十二月十三日 法印被来、昨今、大饗掃除、装束之外無他事、

十二月十四日 任太政大臣也、大饗装束、堂上堂下悉辦備了、

申終、余着束帯参内、二位大納言兼房、

権大納言良經、左衛門督定能、藤宰相雅長等、
連車扈從、殿上人、左中将親能、右中将忠季、

左少将定家、右少将高通等、同連車、前駟

四位已下廿人、隨身官人束帯、番長已下、

垂袴壺胡籙、不召具一員、光綱来告宣制

訖之由、前駟秉燭前行、乗車、(以政落馬、

落冠)参院、入車寄戸参御前、自西方、

率出御馬一疋、申殷富門院御方、依御重喪、

不拜退出、直向大炊亭、

十二月一日、御元服の告知。伊勢幣定。兼実亥刻法成寺へ参る。所

勞により退出。四日、伊勢へ御元服告知の幣。兼実所勞により不参。

五日、故女院の御忌日。讚岐が法要に参入。兼実は所勞により不参。

六日、兼実、太政大臣兼宣旨あり。九日、住吉と北野へ奉幣。屏風詩

歌事を祈る。十一日、姫君日吉社に参詣。讚岐の付添い。定家扈從。

十三日、慈圓法印来宅。大饗装束と掃除。十四日、兼実、任太政大臣。

扈從、殿上人等を伴い参内、御前に参る。大炊御門亭にて大饗あり。

〔注〕

(1) 「二条院讚岐の人生」―前半生を中心に―

(『佛教大学大学院紀要』三十八号、平成二十二年三月)

「二条院讚岐の实人生」―後半生を中心に―

(『佛教大学大学院紀要』三十九号、平成二十三年三月)

「二条院讚岐の实人生」(二)―後半生を中心に―

(『佛教大学大学院紀要』四〇号、平成二十四年三月)

「二条院讚岐の实人生」(三)―後半生を中心に―

(『佛教大学大学院紀要』四十一号、平成二十五年三月)

「二条院讚岐の实人生」(四)―後半生を中心に―

(『佛教大学大学院紀要』四十二号、平成二十六年三月)

「二条院讚岐の实人生」(五)―後半生を中心に―

(『佛教大学大学院紀要』四十三号、平成二十七年三月)

(2) 『千載和歌集』入集歌 四首。

寄石恋といへる心を

我そではしほにみえぬ沖の石の人こそしらねかはくまぞなき

恋哥とてよめる

一夜とてよがれしとこの小筵にやがてもちりのつもりぬるかな

初疎後思恋といへる心をよめる

いまさらに恋しといふもたのまれずこれも心のかはると思へば

題不知

君こふる心のやみをわびつつはこの世ばかりとおもはましかば

年表 『二条院讚岐の实人生』

文治四年(一一八八)四十七歳から文治五年(一一八九)四十八歳まで

四十七歳。十五年目。二月と六月に兼実は体調不良に苦しむ。讚岐

は兼実が付添い介護に務める。

一月一日 三方節供あり。(兼実方、讃岐方、良通方) 讃岐の

女房節供あり。

一月七日 良經二位の拝賀。兼実と北政所讃岐に申す。

一月八日 咒師見物。讃岐以下女房達が法成寺へ参入し見物。

一月十五日 三方節供あり。余師貞、女房國行、内府、

陪膳秀長朝臣

一月廿七日〜一月卅日 兼実氏長者之後、始春日御社参詣。

女房讃岐を同伴。

二月一日 大原野祭。讃岐は河原より幣を立てる。

二月五日 故院御月忌。讃岐奉幣。役送国行。

二月十日 先母遠忌。十ヶ日懺法あり。讃岐は兼実と九条へ

行向かう。

二月十八日 明遠忌。廿五三昧を聴聞。讃岐を良通が伴い参入。

二月十九日 故殿御遠忌。早旦懺法結願。戌刻、讃岐、兼実、

良通が冷泉亭へ帰宅。三人で話し込む。

子刻、良通方より絶入ると知らせあり。

二月廿日 良通薨去。夜に入り讃岐以下女房等九条へ向う。

二月廿二日〜二月廿九日 良通葬儀。初七日の仏事。

三月廿三日 女房三位局。女房結縁経供養あり。

讃岐以下女房等転読する。

三月廿七日 余女房讃岐。臨時の仏事を修する。

三月卅日 一日写経供養。讃岐以下写経。

人々は百種捧物をする。

四月四日 讃岐が最吉夢を見る。

四月八日 中陰卅九日明け。兼実と讃岐は冷泉亭から南家へ。

五月五日 故良通の着服中。讃岐の節供は行われない。

五月十四日 除服。兼実、讃岐、嫡妻、姫君、良經ともに除服。

五月廿日 故良通月忌。讃岐は法要に参入。

六月廿日 故良通月忌。兼実と讃岐の参入あり。

六月卅日 讃岐小仏事を修す。六月祓。三方同時祓。陪膳讃岐。

七月七日 乞巧奠。兼実方、讃岐方で節供あり。

勅撰集『千載和歌集』成立。二条院讃岐、四首入集。

文治四年七月から八月の間に成立。

八月三日 如法讀誦行。讃岐以下女房等参入。

八月四日 大炊御門亭に渡居。兼実が讃岐と姫君を伴い移居。

八月十四日 讃岐、如法経前方便始。早旦、兼実が伴い九条堂へ。

八月卅日 如法五種行三七日満願。兼実と讃岐以下十輩許、

十種供養物を導師に給う。讃岐以下女房等

四カ日延修。堂泊する。

九月十四日 天王寺下向準備。兼実は南家にて行い讃岐が助力。

十月一日 南家で讃岐は兼実の帰宅待ち。大炊御門亭へ共に。

十月八日〜十月末日まで記述なし。

十一月一日〜十一月末日まで記述なし。

十二月一日〜十二月末日まで特別の記述なし。

兼実の健康状態には懸念あり。

四十八歳。十六年目。十月、十一月、十二月、兼実は体調不良に悩む。讃岐は付添いと介護に励む。

一月一日 両方節供。兼実方、讃岐方、恒の如し。

一月廿日 故良通月忌。記述はないが、恒に讃岐の参入あり。

一月廿八日 讃岐の神社参詣。吉田、賀茂、祇園等へ参詣。

二月七日 大原野祭。奉幣例の如し。讃岐が幣を立てる。

二月十四日 故良通周闇法事。讃岐は良通後室と参入。

讃岐布施。兼実と讃岐は堂宿する。

二月廿四日 小堂修二月。良經が修する法要に讃岐が参入。

二月卅日 嵯峨堂にて良通後室出家入道。

今夜、小逆修を修す。讃岐参入。

∴三月十四日 戌刻、大地震。

∴三月十八日 巳刻、地震。

四月三日 姫君入内の内諾を賜る。讃岐は宣旨の任務開始。

閏四月八日 閏四月は記述なし。八日の記述のみ。

五月十四日 良經中納言拝賀。まず兼実と北政所讃岐に申す。

五月十八日 嵯峨如法經十種供養。讃岐は兼実と共に向う。

六月十三日 行幸大炊御門亭。讃岐以下女房等九条へ退く。

六月十六日 閑院亭還御。兼実と女房等大炊亭へ帰居。

入内事沙汰始。入内正月十一日丙寅。

六月十七日～六月末日まで記述なし。

七月一日～七月末日まで記述なし。

八月一日 基親朝臣拝賀。兼実と讃岐に申す。

八月二日 兼実、法然房上人と語る。讃岐が接待役。良經灸治。讃岐と兼実が見舞う。大炊亭へ帰住。兼実家の一同、入内の情報収集。

八月八日 法然上人来堂。兼実は受戒後、念仏を始める。讃岐は法然上人の接待役を務める。

八月廿日 故良通月忌。法要後、兼実と讃岐は南家に宿す。

∴台風。被害甚大。

八月卅日 女房讃岐。湯治を始める。

九月十八日 大納言良經拝賀。まず兼実と北政所讃岐に申す。

九月廿日 故良通月忌。讃岐も法要に参入。

十月十二日 大炊亭修造。兼実と讃岐以下女房等九条亭に帰渡。

十月廿三日 故良通追善供養。懺法法要あり。

良經、讃岐以下女房等一日経を書く。

十一月三日 入内豫議。名字撰申。日次明年正月十一日。

屏風詩題事。諸国所課等。

兼実と讃岐は大炊亭へ帰宅。

十一月十五日 入内祈り。姫君大原野神社へ参詣。讃岐付添い。

姫君三位叙。

名字任子。兼実家家司長房拝賀。

三位御方、兼実、北政所に申す。

十一月廿日 大原野祭。讃岐幣を立てる。祓例の如く。

十二月五日 故女院御忌日。讃岐が法要に参入。

十二月十一日 姫君日吉社参詣。讃岐の付添い。定家扈從。

十二月十四日 兼実、任太政大臣。大炊御門亭にて大饗あり。

おわりに

文治四年二月十九日、あまりにも早い良通(二十二歳)の薨去であった。兼実家一族の嘆きも然ることながら、自分の人生を兼実家に懸けて尽して来た讃岐にも、それは大きな衝撃であった。中陰卅九日の間、兼実家の一員として着服し、良通の冥福を祈った讃岐である。良通は兼実や讃岐とともに冷泉亭に居所を持ち、所用があれば居宅へ帰るのが日常であった。良通の優しさもあって良通と讃岐は、お互いを労り合っていたことも記述から窺われる。

良通の葬儀には大勢の人々が仏事を修しているが、その数は四十餘を数えることができる。良通の手跡の裏を使って写経をするとの記述をみると、高価な紙が十分に与えられていたことを物語っている。また良通の望み通り、藁を用いて火葬を行い野辺の送りをしたことである。良通は常から土葬は不可・薪もよくないと云い、藁を用いた火葬が望ましいと周囲に漏らしていたのである。それを叶えた裕福な藤原家を思わずにはいられない。

良通の薨去をきっかけに、兼実は法皇から大炊御門亭への居住を許された。それは兼実が法皇に最接近できる機会でもあった。文治五年四月三日、兼実はついに姫君入内の内諾を法皇から賜った。年末には入内豫議によって、文治五年正月十一日入内儀が決定された。それにつれて良経は大納言に、兼実も太政大臣に上っている。良通の薨去によつて齎されたこのような兼実家の慶賀を考えると、讃岐は良通を

想い感謝を捧げ、兼実家の更なる隆盛を願ったことであろう。

また文治四年七月から八月の間に『千載和歌集』が成立し四首の入集を見たので、女流歌人の地位を確立した。現実は良通の薨去で兼実家は悲しみに覆われているが、姫君入内の慶びも訪れている。讃岐は懺法の聴聞を怠らず、恒に心を澄ませて反省し、宣旨と北政所の職責を全うし、姫君の背後から強力な支えになる覚悟に至ったものと考えられる。

(いさ みちこ 文学研究科国文学専攻博士課程後期満期退学)

(指導教員・黒田 彰 教授)

二〇一四年九月四日受理